

## 令和4年度別府競輪地域振興事業補助事業の募集をします

### 目的

この事業は、競輪事業の収益の一部を別府市民に広く見える形で還元し、社会貢献を果たすとともに競輪事業のイメージアップを図ることを目的として補助事業を実施します。

### 予算額

1,000万円（予定） ※ただし、令和4年度予算確定後決定

### 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる事業であって総事業費が200万円以上のものとします。

1. スポーツの振興を目的とする事業
2. 教育・文化交流を目的とする事業
3. 市民生活の向上等を目的とする事業

※ただし、以下の場合補助の対象となりません。

1. 補助対象事業において、他の地方公共団体その他公の機関から補助金等の交付を受けようとする場合
2. 補助対象者が過去に補助金の交付を受けた事業と同一の事業である場合
3. 一過性のイベントである場合

### 交付基準

1. 事業の公益性
  - ①事業の内容が、市民福祉の向上に寄与している事業
  - ②事業の内容が、特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、広く市民等を対象としている事業
2. 事業の必要性
  - ①事業の内容が市民ニーズや競輪場の方針と合致し、推進しようとしている事業
3. 団体等の適格性
  - ①団体等の継続性が認められ、補助しようとする事業が営利を目的とした事業となっていない団体等
4. 法令等の適合性
  - ①補助金の支出が、別府市補助金等交付規則及び別府市別府競輪地域振興事業補助事業交付要綱に基づくもので、法令等に抵触していない事業

### 補助対象経費

補助事業を実施するために直接必要となる事業費等。

なお、社会通念上認め難い経費については補助の対象としません。

詳細については、お問い合わせください。

#### 補助対象者

別府市に活動拠点を置き活動している法人及び団体（任意団体を含む）であって、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとします。

1. 市税を完納していること
2. 他の地方公共団体などの公の機関から同事業に対し補助金等の交付を受けていないこと
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同上第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

#### 補助金交付事業者の選定

別府市別府競輪地域振興事業補助金補助事業者選定委員会において審査し、交付の可否及び順位を決定します

#### 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額に下記補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる）

補助率

1. スポーツの振興を目的とする事業 . . . 4/5
2. 教育・文化交流を目的とする事業 . . . 4/5
3. 市民生活の向上等を目的とする事業 . . . 3/4

ただし、補助額は選考順位1位から順に

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 1位   | 予算額の6/10以内（最大600万円） |
| 2位   | 予算額の4/10以内（最大400万円） |
| 3位以下 | 予算額の2/10以内（最大200万円） |

なお、3位以下は予算に余剰が生じた場合のみ補助するものとします。

#### 募集締め切り

令和4年4月8日（金）

※詳細については、下記に問合せ又は別府市ホームページをご覧ください。

## お問い合わせ

### 別府市公営事業部公営競技事務所

〒874-0022 別府市亀川東町1番36号（別府競輪場内）

電話：0977-67-5578

Eメール：[keirin-te@city.beppu.lg.jp](mailto:keirin-te@city.beppu.lg.jp)